

# 兵庫県公報

平成29年10月31日 火曜日 第 2948 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 平成29年度第3回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○ 平成29年兵庫県告示第204号（平成29年度随時実施の3級、基礎1級及び基礎2級技能検定の実施）の一部改正（能力開発課）	3
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 鳥獣保護区の指定（鳥獣対策課）	4
○ 特別保護地区の指定（同）	10
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	11
○ 平成26年兵庫県告示第945号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	14
○ 平成27年兵庫県告示第889号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正（同）	15
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	15
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	16
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	16
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	16
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 市街地再開発組合の解散認可（市街地整備課）	17
○ 道路の位置指定（建築指導課）	17
○ 同 上（同）	17
<b>公 告</b>	
○ 地域森林計画の一部変更の案の縦覧（林務課）	18
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の縦覧（砂防課）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	22
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	30
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	34
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	35
○ 随意契約の相手方等の公示（管理課）	36
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	36

## 告 示

### 兵庫県告示第935号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 試験日時

平成30年2月4日(日):神戸市、姫路市、西宮市、加古川市、豊岡市、篠山市及び洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

ただし、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第5項に定める乙種(第1類又は第5類)の火薬のみの免除者は、試験開始後90分間

危険物の規制に関する規則第55条第6項に定める乙種の科目免除者は、試験開始後35分間

危険物の規制に関する規則第55条第7項に定める丙種の科目免除者は、試験開始後60分間

## 2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2-1
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
篠山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

## 3 試験科目

## (1) 甲種危険物取扱者試験

危険物の規制に関する規則第55条第1項に定める科目

## (2) 乙種危険物取扱者試験

危険物の規制に関する規則第55条第2項に定める科目

## (3) 丙種危険物取扱者試験

危険物の規制に関する規則第55条第3項に定める科目

## 4 試験方法

筆記試験(択一式)

## 5 試験科目の一部免除

危険物の規制に関する規則第55条第5項から第7項までのいずれかに該当する者は、申請手続の際に同規則第57条第2号又は第2号の2に規定する書類を提出することで、試験科目の一部を免除する。

## 6 受験資格

(1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項各号のいずれかに該当する者であること。

(2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

(3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

## 7 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

## (1) 書面申請

## ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、平成29年11月中旬から配布する。

## イ 受付期間

平成29年12月1日(金)から同月13日(水)まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること(土曜日及び日曜日を除く。)

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（平成29年12月13日（水）までの消印有効）。

ウ 提出先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

(2) インターネット申請

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

(http://www.shoubo-shiken.or.jp)

イ 受付期間

平成29年11月28日（火）午前9時から同年12月10日（日）午後5時まで

(3) 手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

なお、受験願書受付後は、手数料の返還はしない。

8 合否の発表

合格者の受験番号を平成30年3月1日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で合否を通知する。

9 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 385-5799

(2) インターネット申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570) 07-1000



**兵庫県告示第936号**

平成29年兵庫県告示第204号（平成29年度随時実施の3級、基礎1級及び基礎2級技能検定の実施）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中「3級、基礎1級及び基礎2級技能検定」を「3級及び基礎級技能検定」に改める。

3中「基礎1級又は基礎2級」を「基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級」に改める。



**兵庫県告示第937号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、平成29年10月13日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
大宮土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	都志大宮地区	平成29年10月31日から 同 年11月20日まで	洲本市役所



**兵庫県告示第938号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年10月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地環境整備事業	上八代地区	平成29年10月31日から 同 年11月20日まで	朝来市役所



**兵庫県告示第939号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成29年10月19日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	阿万本庄地区	平成29年10月31日から 同 年11月20日まで	南あわじ市役所



**兵庫県告示第940号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、昭和38年兵庫県告示第225号（鳥獣保護区の指定）、昭和42年兵庫県告示第1133号の5（鳥獣保護区の指定）、昭和51年兵庫県告示第461号（鳥獣保護区の指定）、昭和52年兵庫県告示第2268号（鳥獣保護区の指定）、昭和57年兵庫県告示第2404号（鳥獣保護区の指定）、昭和62年兵庫県告示第1681号の4（鳥獣保護区の指定）及び平成14年兵庫県告示第1323号（鳥獣保護区の指定）は、平成29年10月31日限り、廃止する。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
鐺射山鳥獣保護区	三田市山田におけるＪＲ福知山線軌道敷と山田川の交点を起点として、山田川を北東進して市道東山田線との交点（大前橋）に至り、同所から同市道を北東進して市道山田光明寺線との交点に至り、同所から市道山田光明寺線を南東進して、三田市と神戸市の市界交点、神戸市道光明寺線に至り、同所から神戸市道光明寺線を南東進して、千刈水源堰堤に至り、同所から市道水道線を南進及び西進して神戸市北区道場町生野におけるＪＲ福知山線の軌道敷との交点に至り、同所から同軌道敷を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
伊丹鳥獣保護区	伊丹市昆陽における国道171号と県道米谷昆陽尼崎線との交点を起点として、同所から同県道を北西進して県道寺本川西線との交点に至り、同県道を北東進して市道昆陽池鋳物師線との交点に至り、同所から同市道を北東進及び南東進して国道171号との交点に至り、同所から同国道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
宝塚市大原野鳥獣保護区	宝塚市大原野のうち字松尾1番地、同字松尾1の24番地、同字松尾1の26番地、同字松尾1の28番地、同字松尾1の29番地、同字松尾1の30番地、同字松尾1の31番地、同字松尾1の32番地、同字松尾1の33番地、同字松尾1の37番地、同字松尾1の38番地、同字松尾1の39番地、同字松尾1の40番地、同字松尾1の41番地、同字松尾1の42番地、同字松尾1の43番地、同字松尾1の44番地、同字松尾1の50番地、同字松尾1の67番地、同字松尾1の68番地、同字松尾1の69番地、同字松尾1の70番地、同字松尾1の71番地、同字松尾1の72番地、同字松尾1の73番地、同字松尾1の74番地、同字松尾1の78番地、同字松尾1の79番地、同字松尾1の87番地、同字松尾1の94番地、同字松尾1の95番地、同字松尾1の96番地、同字松尾1の97番地、同字松尾1の98番地、同字松尾1の102番地、同字松尾1の103番地、同字松尾1の151番地、同字松尾1の152番地、同字松尾1の155番地、同字松尾1の172番地、同字奥ノ谷13番地、同字奥ノ谷13の1番地、同字奥ノ谷14番地、同字奥ノ谷15番地、同字奥ノ谷16番地、同字奥ノ谷17番地、同字狐谷1番地、同字狐谷2番地、同字狐谷3番地の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
稲美中部鳥獣保護区	加古郡稲美町における県道宗佐土山線と町道3618号線との交点を起点として、同所から同町道を東進して県道野谷平岡線との交点に至り、同所から同県道を東進して県道大久保稲美加古川線との交点に至り、同所から同県道を東南進して県道志染土山線との交点に至り、同所から同県道を南西進して県道平荘大久保線との交点に至り、同所から同県道を西北進して町道3352号線との交点に至り、同所から同町道を北進して町道3361号線との交点に至り、同所から同町道を西北進して町道2007号線との交点に至り、同所から同町道を西北進して県道宗佐土山線との交点に至り、同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
五峰山鳥獣保護区	加東市下滝野における県道市場多井田線と市道光明寺駐車場線の交点を起点として、同所から同市道を北進して扇山登山道に至り、同所から同登山道を北西進して光明寺二等三角点に至り、同所から五峰山国有林と加東市下滝野329-1の境界を北進して加東市光明寺629-1と五峰山国有林の境界の里道に至り、同所から同里道を北東進して奥の池左岸を経て市道八王子線に至り、同所から同市道を東進して市道上滝野西脇線に至り、同所から同市道を南進して県道市場多井田線に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

日吉鳥獣保護区	<p>小野市日吉町における市道120号と市道1507号との交点を起点として、同所から同市道を東進して市道119号との交点に至り、同所から同市道を東進して市道1507号との交点に至り、同所から同市道を東進して市道119号との交点に至り、同所から同市道を北東進して市道1507号との交点に至り、同所から同市道を東進して市道119号との交点に至り、同所から同市道を東進して市道122号との交点に至り、同所から同市道を南西進して同市山田町1453番地の51に至り、同所から山林耕地界を西進して山道との交点に至り、同所から同山道を北進して小野東洋ゴルフ倶楽部用道路との交点に至り、同所から同ゴルフ倶楽部用道路を西進して山道との交点に至り、同所から同山道を北進して市道120号との交点に至り、同所から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
高松山鳥獣保護区	<p>西脇市高松町における高松川と市道高松18号線の交点を起点として、同所から同市道を北進して県道黒田庄多井田線に至り、同所から同県道を北東進してJR加古川線に至り、同所から同JR線を東進して西脇市堀町と同市高嶋町の大字界に至り、同所から同大字界を南東進して堀町と同市鹿野町の大字界に至り、同所から同大字界を南進して鹿野町と同市野村町の大字界に至り、同所から同大字界を南進して野村町と同市高松町の大字界に至り、同所から同大字界を西進して金城池北端に至り、同所から同池の外周を南東進、西進及び北進して高松川に至り、同所から同川を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
西脇市西林寺山鳥獣保護区	<p>西脇市西田町における国道427号と県道津万井西田線との交点を起点として、同所から同県道を東進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して市道上野蒲江線に至り、同所から同市道を南進して市道上本町蒲江線に至り、同所から同市道を南進して国道427号に至り、同所から同国道を西進、北東進及び北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
竹谷山鳥獣保護区	<p>多可郡多可町八千代区における町道14号線と町道22号線との交点を起点として、同所から町道22号線を北西進して町道中野間10号線との交点に至り、同所から同町道を北進して同町八千代区中野間字山口における山麓線（耕地界）との交点に至り、同所から同山麓線を北進して同区中野間字山口363番の99における町道4号線との交点に至り、同所から同町道を北西進して同区中野間字山口と同区俵田字竹谷山の字界との交点に至り、同所から同区俵田字竹谷山と同区俵田字竹谷口との字界を北西進及び南西進し同区俵田字竹谷山と同区俵田字亀ヶ谷の字界との交点に至り、同所から同区俵田字竹谷山と同区俵田字亀ヶ谷の字界の尾根筋を北西進して同区赤坂字川原田と同区俵田字亀ヶ谷と同区俵田字竹谷山との3字界交点に至り、同所から同区赤坂字川原田と同区俵田字竹谷山との字界を北進して同区赤坂字川原田6番の1と同区俵田字竹谷山178番の13と同区俵田字竹谷山178番の14との地番界との交点に至り、同所から同境界を東進及び北進して同区俵田字竹谷山178番の4と竹谷山178番の6の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進して、同区俵田字竹谷山と同区仕出原字奥原の字界との交点に至り、同所から同字界を南進して同区仕出原字奥原と同区中野間字山口と俵田字竹谷山との3字界交点に至り、同所から同区仕出原字奥原と同区中野間字山口との字界を東進して同区仕出原字奥原と仕出原字黒フク及び同区中野間字山口の3字界交点に至り、同所から同区仕出原字黒フクと同区中野間字山口との字界を南進して同区仕出原字黒フクと仕出原字村西の字界との交点に至り、同所から同区仕出原字村西と同区中野間字山口との字界を南進して町道4号線との交点に至り、同所から同町道を西進して町道5号線との交点に至り、同所から同町道を南進して町道14号線との交点</p>	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

	に至り、同所から同町道を南西進及び北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
姫路市山田鳥獣保護区	姫路市豊富町御蔭における県道大柳仁豊野線と県道西田原姫路線との交点を起点として、同所から同県道を北進して市道豊富77号との交点に至り、同所から同市道を北東進して市道豊富84号との交点に至り、同所から同市道を北東進して県道豊富北条線との交点に至り、同所から同県道を北東進して県道小野香寺線との交点に至り、同所から同県道を東進して県道豊富北条線との交点に至り、同所から同県道を東進して姫路市と加西市の市界との交点に至り、同所から同市界を南進して姫路市山田町南山田と同市豊富町神谷の大字界との交点に至り、同所から同大字界を西進して同市豊富町豊富と同市豊富町神谷の大字界との交点に至り、同所から同大字界を西進及び南進して県道大柳仁豊野線との交点に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
峰山鳥獣保護区	神崎郡神河町南小田における市川支流小田原川小支流太田川に架かる太田橋を起点として、同所から県道加美山崎線を西進して同町と宍粟市との市町界との交点に至り、同所から同市町界を北進して暁晴山（標高1,077メートル）を経て広域基幹林道峰山線との交点に至り、同所から同林道を東進して町道峰山砥峰線との交点に至り、同所から同町道を北東進して神河町川上字タクミガタニ800—2と同町川上字トノムネ801—5の地番界上にある元軍馬放牧場外土塁との交点に至り、同所から同土塁を北進して県道一宮生野線との交点に至り、同所から同県道を東進して町道川上砥峰線との交点に至り、同所から同町道を南進して広域基幹林道峰山線との交点（同林道終点）に至り、同所から同林道を190メートル南進して同林道の横断溝に至り、同所から同町川上字小屋ケ谷798—1番地内にある尾ノ瀬川支流コラ谷を南東進して町道川上太田ダム線との交点に至り、同所から同町道を南進して町道太田池右岸線との交点に至り、同所から同町道を東進して関西電力株式会社上部調整池（太田ダム）管理道との交点に至り、同所から同管理道を南進して同調整池の洪水吐（放水路）との交点に至り、同所から同洪水吐を南進して太田ダム放水路南端に至り、同所から太田川を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
宮ノ上鳥獣保護区	宍粟市波賀町安賀における市道上坂本有賀線と同市波賀町安賀水路との交点を起点として、同所から同水路を北東進及び南東進して国道29号との交点に至り、同所から同国道を南進して市道波賀小学校路線との交点に至り、同所から同市道を南西進して市道安賀井口線との交点に至り、同所から同市道を南西進して特別養護老人ホーム「かえで園」境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進して市道宮坂線との交点に至り、同所から同市道を南進して市道安賀線との交点に至り、同所から同市道を西進して市道名古城線との交点に至り、同所から同市道を北西進及び北進して市道宮坂線との交点に至り、同所から同市道を北進して市道上坂本有賀線との交点に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
桜山鳥獣保護区	姫路市青山における国道2号と同市と揖保郡太子町の市町界との交点を起点として、同所から同市町界を北西進して姫路市太市中における大津茂川との交点に至り、同所から大津茂川を北進して、姫路市相野におけるJR姫新線との交点に至り、同所から同JR線を東南進して姫路市飾西における国道29号との交点に至り、同所から同国道を南進して姫路市青山における国道2号との交点に至り、同所から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域並びに揖保郡太子町上太田字吉田ケ谷485番地4から同字吉田ケ谷485	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

	番地9まで、同字吉田ケ谷485番地12から同字吉田ケ谷485番地20まで及び同字吉田ケ谷485番地28の区域を含む。	
豊岡東部鳥獣保護区	<p>豊岡市における木内地内の木内橋西詰を起点として、同所から市道江本木内線を北西進して県道永留豊岡線に至り、同所から同県道を西進して中谷幹線に至り、同所から同幹線を北西進して市道江本天神橋線に至り、同所から中谷幹線の延長線を北西進して円山川の指定区間外区間（以下「国管理区間」という。）界に至り、同所から同区間界を北進して同区間界と立野字六反田1175—2の南西端を最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と字上宮道1211の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南東進して同1212の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同1212の南東端に至り、同所から同所と同1208の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同地番の南東端に至り、同所から同所と字下宮道1199—3の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と同1205の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同1204の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同1203の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同1202の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同1201の南西端に至り、同所から同所と百合地字セリノ356の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と同373の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番界と同372の北端を最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を進み同372の北端に至り、同所から同地番界を南西進して同地番の南西端に至り、同所から同所と河谷字セリノ321の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南端に至り、同所から同所と同323—1の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同335—2の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同338の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同所と字口戸382の北東端を結ぶ直線を進み同地番の北東端に至り、同所から同地番界を南西進して同381—2の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同381—1の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同380—3の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同380—2の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同380—1の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同379の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同378の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同376の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同384の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同386の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同387—1の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同387—2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同388の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同389の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同390の南西端に至り、同所から同所と字セリノ355の南西端を最短距離で結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と同373の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と字ハシノ393の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、</p>	平成29年11月1日から平成36年10月31日まで

	<p>同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同406—2の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同408—1の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同408—2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同409の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同411の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同411の南東端に至り、同所から同所と同591—1の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と大篠岡字竹ヶ花961—3の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同960—3の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同959—3の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同958—2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して河谷字ハシノ596—4の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同596—3の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同596—2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同596—1の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同596の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同地番の南東端に至り、同所から同地番界を北進して同595—8の地番界に至り、同所から同地番界を北進して同595—7の地番界に至り、同所から同地番界を北進して同595—6の地番界に至り、同所から同地番界を北進して同595—5の地番界に至り、同所から同地番界を北進して同595—4の地番界に至り、同所から同地番界を北進して同595—4の北東端に至り、同所から同所と同581—1の南東端を結ぶ直線を進み同地番の南東端に至り、同所から同地番界を北進して同地番の北東端に至り、同所から同所と同401—2の南東端を結ぶ直線を進み同地番の南東端に至り、同所から同所と中谷字堤6の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同5の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同5の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同3の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同1の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同地番の南東端に至り、同所から同所と字六反田37の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同38の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同39の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同40の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同地番の南東端に至り、同所から同所と字榎46の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と同42の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同43—1の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同43—2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同44の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同地番の南東端に至り、同所から同所と六方川の兵庫県指定区間界を最短距離で結ぶ直線を進み同区間界に至り、同所から同区間界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	
<p>豊岡南部鳥獣保護区</p>	<p>豊岡市伏における出石川に架かる天神橋南詰を起点として、同所から円山川の指定区間外区間界を南進してほくたん広域農道に至り、同所から大師山沿いを南西進して県道府市場伏線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成29年11月1日から平成36年10月31日まで</p>
<p>日和山鳥獣保護区</p>	<p>豊岡市瀬戸における瀬戸川河口を起点として、同所から瀬戸川をさかのぼり県道香美久美浜線に至り、同所から同県道を西進して豊岡市竹野町竹野字</p>	<p>平成29年11月1日から</p>

	青井3575番地の8に至り、同所から籠島を見通した線を北西進して海岸に至り、同所から沿岸岩礁諸島を含み海岸線を東進して瀬戸運河西岸に至り、同所から瀬戸運河西岸を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成39年10月31日まで
観音山鳥獣保護区	美方郡新温泉町における岸田川河口右岸を起点として、同所から沿岸岩礁諸島を含む海岸線を北東進して田井浜西側の山陰海岸国立公園特別保護地区と第三種特別地域の境界線に至り、同所から同境界線を南西進して指杭御城第26番地と指杭糸城2番地の境界線に至り、同所から同境界線を北西進して指杭糸城255番地と指杭糸城751番地の境界線に至り、同所から同境界線を北西進して浜坂小浜谷784番地との境界線に至り、同所から同境界線を南進して観音山山頂に至り、同所から町道清富御屋敷線を南進して町道清富第8号に至り、同所から同町道を西進して田井川右岸に至り、同所から田井川右岸を西進して岸田川右岸に至り、同所から岸田川右岸を西進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
堂山鳥獣保護区	篠山市野々垣字堂山1番地及び山根池一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで



**兵庫県告示第941号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の区域を特別保護地区として指定する。

なお、平成19年兵庫県告示第1081号（特別保護地区の指定）は、平成29年10月31日限り、廃止する。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
伊丹特別保護地区	伊丹鳥獣保護区のうち昆陽池公園の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
西脇市西林寺山特別保護地区	西脇市西林寺山鳥獣保護区のうち西脇市坂本字竹谷455番地の西林寺所有林の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
五峰山特別保護地区	五峰山鳥獣保護区のうち加東市光明寺字五峰山433番地、434番地及び435番地の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
日和山特別保護地区	日和山鳥獣保護区のうち豊岡市瀬戸字畑山、同市瀬戸字御待及び同市瀬戸字箱谷に属する一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで



## 兵庫県告示第942号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、昭和47年兵庫県告示第1551号（特定猟具使用禁止区域の指定）、昭和52年兵庫県告示第2214号（特定猟具使用禁止区域の指定）、昭和57年兵庫県告示第2406号（特定猟具使用禁止区域の指定）、昭和62年兵庫県告示第1681号の5（特定猟具使用禁止区域の指定）、平成9年兵庫県告示第1494号（特定猟具使用禁止区域の指定）及び平成19年兵庫県告示第1083号（特定猟具使用禁止区域の指定）は、平成29年10月31日限り、廃止する。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
加西市西部 特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市北条町小谷における中国自動車道と市道北条若井線の交点を起点として、同所から同市道を北進して市道殿原若井線に至り、同所から同市道を南東進して県道大和北条停車場線に至り、同所から同県道を南進して市道鴨谷別所線に至り、同所から同市道を北東進して市道殿原逆線に至り、同所から同市道を南東進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで
小野市檜山 特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市檜山町における県道加古川小野線と市道4220号の交点を起点として、同所から同市道を東進して市道4218号に至り、同所から同市道を南東進して小野市と三木市の境界に至り、同所から同境界を南西進及び北西進して県道加古川小野線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで
小野市匠台 特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市檜山町における県道三木宍粟線と市道122号の交点を起点として、同所から同市道を東進して市道4322号に至り、同所から同市道を北東進して市道4332号に至り、同所から同市道を北進して山田川に至り、同所から同川を東進して山道に至り、同所から同山道を東進して小野市と三木市の境界に至り、同所から同境界を南西進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで
小野市日吉 特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市日吉町における東播土地改良区水路と市道120号の交点を起点として、同所から同市道を東進して山道に至り、同所から同山道を南進して小野東洋ゴルフ倶楽部用道路に至り、同所から同ゴルフ倶楽部用道路を南進して同市山田町との大字界に至り、同所から同市山田町と同市天神町の大字界を西進して東播土地改良区水路隧道に至り、同所から同水路を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで
小野市万勝寺 特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市万勝寺町における市道116号と市道6340号の交点を起点として、同所から市道6340号を東進して市道118号に至り、同所から同市道を南進して県道大畑小野線に至り、同所から同県道を東進して市道6352号に至り、同所から同市道を南進して三木市道高畑北線に至り、同所から同市道を南西進して県道万勝寺久留美線に至り、同所から同県道を南進して市道122号に至り、同所から同市道を南進して市道216号に至り、同所から同市道を北西進して市道6344号に至り、同所から同市道を西進して県道大畑小野線に至り、同所から同県道を北進して市道116号に至り、同所から同市道	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで

		を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
中町妙見山 特定猟具使用 禁止区域	銃器	多可郡多可町中区牧野における県道多可柏原線と町道牧野21号線との交点を起点として、同所から同町道を南西進して町道牧野1号線との交点に至り、同所から同町道を南進して町道田野口3号線との交点に至り、同所から同町道を西進して町道門前田野口線との交点に至り、同所から同町道を西進して多可町中区東山と同町同区安楽田の大字境界との交点に至り、同所から同大字境界を北東進及び北進して同町同区牧野と同町同区安楽田及び同町同区東山の3大字境界交点に至り、同所から同大字境界を北進して多可郡多可町加美区との境界に至り、同所から同区界を北東進して丹波市山南町と多可郡多可町加美区及び中区の交点に至り、同所から多可町中区牧野における作業道入角線（池の上線）の終点を見通した線を経て作業道終点に至り、同所から同作業道を南進して作業道入角線（池の東線）との交点に至り、同所から同作業道を南進して作業道入角線（池の下線）との交点に至り、同所から同作業道を南進して町道牧野29号線との交点に至り、同所から同町道を南進して県道多可柏原線との交点に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
安富ダム特 定猟具使用 禁止区域	銃器	姫路市安富町皆河における安富ダムえん堤右岸と県道東河内安富線の交点を起点として、同所から同県道を北東進して市道安富2号に至り、同所から同市道を北進して市道安富3号に至り、同所から同市道を南進して県道東河内安富線に至り、同所から同県道を北東進して市道安富9号に至り、同所から同市道を南西進して安富ダムえん堤左岸に至り、同所から同ダムえん堤を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
石堂・丸山 特定猟具使用 禁止区域	銃器	赤穂郡上郡町落地における町道鍋谷線とJR山陽本線の交点を起点として、同所から同JR線を南西進して兵庫県と岡山県の県界の船坂トンネル上に至り、同所から同県界を北西進及び西進し石堂丸山（標高422メートル）を経てさらに西進及び北進して管理道大南線（旧町道大南線）に至り、同所から同管理道を北東進して町道行頭テレビ線に至り、同所から同町道を北東進して大南池北端（堤）に至り、同所から同池の堤を東進して同町行頭と同町高山の大字界に至り、同所から同大字界を北進して安室川に至り、同所から同川の右岸を北東進及び南東進して町道鍋谷線（山バナ橋）に至り、同所から同町道を南西進して同町高山字山下前山と字鍋谷の字界に至り、同所から同字界（山林尾根）を東南進及び東進して高山太山寺参道に至り、同所から同参道を東進して落地太山寺参道（太山寺本堂前）に至り、同所から同参道を東進及び南進して同町高山と同町落地の大字界に至り、同所から同大字界を南進して同町高山、同町落地及び同町梨ヶ原の大字境界点に至り、同所から同町梨ヶ原と同町落地の大字界を南進して町道鍋谷線に至り、同所から同町道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
赤穂市大津 特定猟具使用 禁止区域	銃器	赤穂市大津における市道権現川線と市道神保中央線の交点を起点として、同市道を西進して市道大津加賀苧線に至り、同所から同市道を西進して市道奥神社線に至り、同所から同市道を西進し	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

		<p>て市道大津湯の内池線に至り、同所から同市道を北進して J R 山陽新幹線高架下に至り、同所から同市道を北進して農道に至り、同所から同農道を北東進して同市大津字権現と同市大津字湯の内の字界に至り、同所から同字界（山林尾根）を東進及び北東進して同市大津と同市西有年の大字界に至り、同所から同大字界（山林尾根）を東進及び北東進して同市大津、同市西有年及び同市真殿の大字境界点に至り、同所から同市大津と同市真殿の大字界を東進して同市大津、同市真殿及び同市塩屋の大字境界点に至り、同所から同市真殿と同市塩屋の大字界を東進して同市真殿、同市塩屋及び同市木津の大字境界点に至り、同所から同市塩屋と同市木津の大字界（山林尾根）を南東進及び南西進して同市塩屋字彦大夫山と同市塩屋字細尾の字界に至り、同所から同字界（山林尾根）を北進して同市塩屋の亀谷池に至り、同所（亀谷池）の右岸を通り砂防河川・亀谷川を南進して市道赤穂インター循環線に至り、同所から同市道を西進及び南進して農道法花垣内 2 号に至り、同所から同農道を西進して市道大津権現川線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>月31日まで</p>
<p>但馬空港特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>豊岡市における J R 山陰本線と県道但馬空港線の交点を起点として、同所から同 J R 線を南進して市道竹貫上石クゴ線に至り、同所から同市道を南西進して県道藤井上石線に至り、同所から同県道を南西進して県道日高竹野線に至り、同所から同県道を北西進して県道豊岡日高線に至り、同所から同県道を北進して但馬空港敷地境界線に至り、同所から同境界線を北進して県道豊岡日高線に至り、同所から同県道を南進して但馬空港敷地境界線に至り、同所から同境界線を南東進して県道但馬空港線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>
<p>豊岡・城崎円山川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>豊岡市城崎町戸島字中島2033番地の 1 の東端と円山川右岸の距離標4.2km点を結ぶ直線と県道戸島玄武洞豊岡線の東側境界との交点を起点として、同所から県道戸島玄武洞豊岡線を南進して国道178号に至り、同所から同国道を南西進して J R 山陰本線に至り、同所から同 J R 線を北進して城崎大橋西詰に至り、同所から県道豊岡港線に入り同県道を北進して円山川左岸の距離標3.0km点から円山川左岸を65.8m南進した点に至り、同所から中ノ島に渡る橋梁を東進して中ノ島（橋梁東詰）に至り、同所から同島を北進周回して同所に至り、同所から同橋梁を西進して円山川左岸の距離標3.0km点から円山川左岸を65.8m南進した点に至り、同所から円山川の指定区間外区間（以下「国管理区間」という。）界を南進して円山川左岸の距離標9.0km点に至り、同所から同所と一日市字戸尻1645番地の 1 の北東端を結ぶ直線を南東進して国管理区間界に至り、同所から同界を南東進して国道178号に至り、同所から同国道を北東進して国管理区間界に至り、同所から同界を北進して円山川右岸の距離標4.2km点に至り、同所から同所と戸島字中島2033番地の 1 の東端を結ぶ直線を通って起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>
<p>六方川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>豊岡市木内における木内橋東詰を起点として、同所から市道大篠岡駄坂線を南進して県道口小野庄境線に至り、同所から同県道を南進して鉢山橋南詰に至り、同所から河川左岸堤防を西進及び</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10</p>

		北進して木内橋西詰に至り、同所から同橋を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	月31日まで
野上特定猟具使用禁止区域	銃器	豊岡市野上における森橋東詰を起点として、同所から県道戸島玄武洞豊岡線を北西進して市道下鶴井線に至り、同所から同市道を東進して同市野上字ヒナゴ2298番地の1と2300番地の境界に至り、同所から同境界を東進して谷沿いに同市野上字ヒナゴ2361番地と2412番地の境界（ヒナゴ谷）を経て同市野上字ヒナゴ2380番地及び字大谷543番地の境界に至り、同所から同境界を尾根沿いに南進して字大谷464番地と465番地の境界を経て大谷川に至り、同所から同川を南進して金剛寺川に至り、同所から同川を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、野上鳥獣保護区の区域を除く。	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
豊岡・日高円山川特定猟具使用禁止区域	銃器	豊岡市の円山川における豊岡大橋西詰を起点として、同所から円山川の指定区間外区間（以下「国管理区間」という。）界を南進してほくたん広域農道に至り、同所から同農道を南東進して国管理区間界に至り、同所から同界を北東進して県道府市場伏線に至り、同所から同県道を南進して国道482号に至り、同所から同国道を南西進して市道上郷西組線に至り、同所から円山川対岸の国道482号を見通した直線を南西進して国管理区間界に至り、同所から同界を南東進及び南西進して市道赤崎伊佐線に至り、同所から同市道を南進及び東進して豊岡市と養父市との市界に至り、同所から同市界を北西進してJR山陰本線に至り、同所から同JR線を北東進して県道藤井上石線に至り、同所から同県道を西進して市道竹貫上石クゴ線に至り、同所から同市道を北東進してJR山陰本線に至り、同所から同JR線を北進して国道178号に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成37年10月31日まで
夜久野特定猟具使用禁止区域	銃器	朝来市山東町野間における国道9号と県道山東大江線の交点を起点として、同所から同県道を北進して市道野間久田和線に至り、同所から同市道を北進して旧朝来郡山東町と同和田山町の旧町界に至り、同所から同旧町界を東進して京都府と兵庫県の府県界に至り、同所から同府県界を南東進して国道9号に至り、同所から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
柏原川特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市柏原町柏原における県道290号の西河原橋西詰と柏原川左岸堤防の交点を起点として、同所から同川左岸河川境界を北西進して同市氷上町稲継における国道175号に至り、同所から小橋を渡って柏原川右岸堤防に至り、同所から同川河川境界を南東進して県道290号に至り、同所から西河原橋を渡って起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
常盤ダム特定猟具使用禁止区域	銃器	淡路市常盤所在の常盤ダム（戸ヶ鼻池を含む。）におけるダム水面及び同ダムに隣接する国有地の一円の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで



兵庫県告示第943号

平成26年兵庫県告示第945号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行す

る。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

豊岡東部鳥獣保護区及び豊岡南部鳥獣保護区の項を削る。



**兵庫県告示第944号**

平成27年兵庫県告示第889号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

豊岡・日高円山川特定猟具使用禁止区域の項を削る。



**兵庫県告示第945号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1  
工場長 山 本 正 人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	71号の6 ジクロロメタンの蒸留施設(46号イ 水洗施設)		71号の5 ジクロロメタンによる洗浄施設	
能	力	3 m <sup>3</sup>		2.7 m <sup>3</sup>	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		既 設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月		既 設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度(水素指数)	—	—	1	1
	化学的酸素要求量(単位 mg/L)	24,000	24,000	20,000	22,000
	浮遊物質(単位 mg/L)	—	—	—	—

染状態の通常 の値及び 最大の値	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	燐含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	1,326,600	1,326,600	1,101,100	1,101,100
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.9	0.9	1.3	1.3

備考 既存特定施設の使用方法を変更するため、排出水の量が1日当たり通常33m<sup>3</sup>、最大40m<sup>3</sup>減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年10月31日から同年11月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



**兵庫県告示第946号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域  
高砂市荒井町新浜2丁目2763番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第11号に該当



**兵庫県告示第947号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）
- 2 作業期間  
平成29年11月13日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域  
神戸市、尼崎市、明石市、宝塚市、高砂市及び川西市の各一部



**兵庫県告示第948号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
平成29年10月24日から同年12月25日まで
- 3 作業地域

西宮市神垣町27番地先



**兵庫県告示第949号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年8月7日から同年9月6日まで
- 3 作業地域  
尼崎市水堂町二丁目地内



**兵庫県告示第950号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、共同施行営土地改良事業中邑地区代表者から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年8月1日から同年9月20日まで
- 3 作業地域  
洲本市五色町鮎原中邑地内



**兵庫県告示第951号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第952号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29北播位置 0001号	29. 10. 17	加東市社字広野前375番1、376番1の一部、 376番4の一部	6.00 5.00～6.00	26.4 14.2



**兵庫県告示第953号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29淡路位置 0005号	29. 10. 12	淡路市久留麻字一本松43番7の一部	6.00	37.50

公 告

地域森林計画の一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加古川地域森林計画、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
加古川地 域森林計 画の一部 変更	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 猪名川町 多可町 稲美町	平成29年4月1日から 平成39年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課  神戸県民センター神戸農林振興事務所  阪神北県民局阪神農林振興事務所  東播磨県民局加古川農林水産振興事務所  北播磨県民局加東農林振興事務所  丹波県民局丹波農林振興事務所  淡路県民局洲本農林水産振興事務所
	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たつの市		兵庫県農政環境部農林水産局林務課  中播磨県民センター姫路農林水産振興事 務所

揖保川地域森林計画の一部変更	赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	平成26年4月1日から 平成36年3月31日まで	西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	平成27年4月1日から 平成37年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 縦覧期間

平成29年11月1日から同月30日まで



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寄宮川 (223010099)	養父市八鹿町宿南（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、この図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月8日（水）から同月22日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新堂(急) I-2 (126030062)	朝来市山東町新堂（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝田(急) I-2 (126030063)	朝来市山東町大垣（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
楽音寺(急) I-2 (126030064)	朝来市山東町楽音寺（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
ヲガ谷川II (226030042)	朝来市山東町大内（別図4のとおり）	土石流

（別図1から別図4までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月8日（水）から同月22日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び山東支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中村(2)Ⅱ (127040147)	淡路市中村(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田(12)Ⅱ (127040148)	淡路市山田(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成29年11月8日(水)から同月22日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、淡路市役所及び淡路市一宮事務所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
  - (3) 提出期限  
平成29年11月22日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成21年兵庫県告示第1163号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
畑ヶ中Ⅱ(123010002)の項中別図2、国木(2)Ⅱ(123010018)の項中別図18、浅間(2)Ⅱ(123010086)の項中別図86、三谷Ⅱ(123010095)の項中別図95、川東(1)Ⅱ(123010110)の項中別図110、城坂川Ⅰ(223010078)の項中別図191、水谷川Ⅱ(223010096)の項中別図209を次の図面のとおり改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成29年11月8日(水)から同月22日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限  
平成29年11月22日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成21年兵庫県告示第403号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

新堂(急) I (126030016) の項中別図24、上ゲ I (126030019) の項中別図30、滝田(急) I (126030026) の項中別図38、大垣谷 II (226030014) の項中別図42、流し浦 I (226030017) の項中別図50、上ゲ谷 II (226030019) の項中別図52、楽音寺(急) I (126030048) の項中別図75、小谷 I (126030049) の項中別図76を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年11月8日（水）から同月22日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び山東支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
向八木 I (123010001)	養父市八鹿町八木（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

畑ヶ中Ⅱ (123010002)	養父市八鹿町八木（別図2の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
万々谷(1)Ⅰ (123010003)	養父市八鹿町高柳（別図3の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
万々谷(2)Ⅰ (123010004)	養父市八鹿町高柳（別図4の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
高柳谷Ⅰ (123010005)	養父市八鹿町高柳（別図5の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
高柳谷(1)Ⅱ (123010006)	養父市八鹿町高柳（別図6の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
高柳谷(2)Ⅱ (123010007)	養父市八鹿町高柳（別図7の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
高柳向Ⅱ (123010008)	養父市八鹿町高柳（別図8の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
米里Ⅱ (123010009)	養父市八鹿町米里（別図9の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
国木(1)Ⅰ (123010014)	養父市八鹿町国木（別図10の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
国木(1)Ⅱ (123010017)	養父市八鹿町国木（別図11の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
国木(2)Ⅱ (123010018)	養父市八鹿町国木（別図12の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
上小田Ⅰ (123010067)	養父市八鹿町上小田（別図13 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上小田Ⅱ (123010068)	養父市八鹿町上小田（別図14 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
岩崎(2)Ⅰ (123010069)	養父市八鹿町岩崎（別図15の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
岩崎(1)Ⅰ (123010070)	養父市八鹿町岩崎（別図16の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
岩崎(3)Ⅰ (123010071)	養父市八鹿町岩崎（別図17の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
岩崎(2)Ⅱ (123010073)	養父市八鹿町岩崎（別図18の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
口大江Ⅰ (123010074)	養父市八鹿町大江（別図19の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
奥大江Ⅰ (123010075)	養父市八鹿町大江（別図20の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

大江Ⅱ (123010076)	養父市八鹿町大江（別図21の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
坂本(3)Ⅰ (123010077)	養父市八鹿町坂本（別図22の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
坂本(1)Ⅰ (123010079)	養父市八鹿町坂本（別図23の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
坂本(4)Ⅰ (123010080)	養父市八鹿町坂本（別図24の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
坂本Ⅱ (123010081)	養父市八鹿町坂本（別図25の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
下小田(1)Ⅱ (123010082)	養父市八鹿町下小田（別図26 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
下小田(2)Ⅱ (123010083)	養父市八鹿町下小田（別図27 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
下小田(3)Ⅱ (123010084)	養父市八鹿町下小田（別図28 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
浅間(2)Ⅱ (123010086)	養父市八鹿町浅間（別図29の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
浅間(3)Ⅱ (123010087)	養父市八鹿町浅間（別図30の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
伊佐Ⅰ (123010088)	養父市八鹿町伊佐（別図31の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
伊佐Ⅱ (123010089)	養父市八鹿町伊佐（別図32の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
奥三谷(2)Ⅰ (123010091)	養父市八鹿町三谷（別図33の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
口三谷(1)Ⅱ (123010092)	養父市八鹿町三谷（別図34の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
口三谷(2)Ⅱ (123010093)	養父市八鹿町三谷（別図35の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
口三谷(3)Ⅱ (123010094)	養父市八鹿町三谷（別図36の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
三谷Ⅱ (123010095)	養父市八鹿町三谷（別図37の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
門前Ⅰ (123010097)	養父市八鹿町宿南（別図38の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
川東(1)Ⅰ (123010098)	養父市八鹿町宿南（別図39の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり

川東(2)Ⅰ (123010099)	養父市八鹿町宿南(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
寄宮Ⅰ (123010102)	養父市八鹿町宿南(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
門前(1)Ⅱ (123010103)	養父市八鹿町宿南(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
門前(2)Ⅱ (123010104)	養父市八鹿町宿南(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
門前(3)Ⅱ (123010105)	養父市八鹿町宿南(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
門前(4)Ⅱ (123010106)	養父市八鹿町宿南(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
川東(1)Ⅱ (123010110)	養父市八鹿町宿南(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
川東(2)Ⅱ (123010111)	養父市八鹿町宿南(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
川東(3)Ⅱ (123010112)	養父市八鹿町宿南(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
川東(4)Ⅱ (123010113)	養父市八鹿町宿南(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
今滝寺川Ⅱ (223010001)	養父市八鹿町今滝寺(別図50のとおり)	土石流	別図50のとおり
宝林谷川Ⅰ (223010004)	養父市八鹿町八木(別図51のとおり)	土石流	別図51のとおり
寺の下川Ⅰ (223010005)	養父市八鹿町八木(別図52のとおり)	土石流	別図52のとおり
畑ヶ中川Ⅰ (223010006)	養父市八鹿町八木(別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
高柳Ⅰ (223010008)	養父市八鹿町高柳(別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
ロクロ谷川Ⅰ (223010064)	養父市八鹿町大江(別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
上上山川Ⅰ (223010066)	養父市八鹿町大江(別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
大江2Ⅰ (223010068)	養父市八鹿町大江(別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
宮谷川2Ⅱ (223010071)	養父市八鹿町大江(別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり

茗ヶ谷川Ⅱ (223010072)	養父市八鹿町大江（別図59の とおり）	土石流	別図59のとおり
城坂川Ⅰ (223010078)	養父市八鹿町浅間（別図60の とおり）	土石流	別図60のとおり
八坂川Ⅰ (223010079)	養父市八鹿町浅間（別図61の とおり）	土石流	別図61のとおり
浅間川Ⅱ (223010083)	養父市八鹿町浅間（別図62の とおり）	土石流	別図62のとおり
カセ谷川Ⅱ (223010085)	養父市八鹿町三谷（別図63の とおり）	土石流	別図63のとおり
広ク谷Ⅰ (223010088)	養父市八鹿町宿南（別図64の とおり）	土石流	別図64のとおり
高月Ⅰ (223010091)	養父市八鹿町宿南（別図65の とおり）	土石流	別図65のとおり
水谷川Ⅱ (223010096)	養父市八鹿町宿南（別図66の とおり）	土石流	別図66のとおり
チソ谷川 (223010098)	養父市八鹿町宿南（別図67の とおり）	土石流	別図67のとおり

（別図1から別図67までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月8日（水）から同月22日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
金浦(1)Ⅱ (126030001)	朝来市山東町金浦(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
金浦(3)Ⅱ (126030002)	朝来市山東町金浦(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
塩田(1)Ⅰ (126030005)	朝来市山東町塩田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
塩田(2)Ⅰ (126030006)	朝来市山東町塩田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
田の口(2)Ⅱ (126030007)	朝来市山東町塩田(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
田の口(3)Ⅱ (126030008)	朝来市山東町塩田(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
野間(1)Ⅱ (126030012)	朝来市山東町大内(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
野間(2)Ⅱ (126030013)	朝来市山東町大内(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
野間(3)Ⅱ (126030014)	朝来市山東町大内(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
野間(4)Ⅱ (126030015)	朝来市山東町大内(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
新堂(急)Ⅰ (126030016)	朝来市山東町新堂(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
新堂(2)Ⅱ (126030017)	朝来市山東町新堂(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
新堂(3)Ⅱ (126030018)	朝来市山東町新堂(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上ゲⅠ (126030019)	朝来市山東町矢名瀬町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大垣(2)Ⅱ (126030021)	朝来市山東町矢名瀬町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大垣(3)Ⅱ (126030022)	朝来市山東町矢名瀬町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大垣(4)Ⅱ (126030023)	朝来市山東町矢名瀬町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
新堂(1)Ⅱ (126030025)	朝来市山東町矢名瀬町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

滝田(急) I (126030026)	朝来市山東町大垣(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
滝田(3) I (126030027)	朝来市山東町大垣(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
大垣(1) II (126030028)	朝来市山東町大垣(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
柴 I (126030030)	朝来市山東町柴(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
遠坂峠 I (126030031)	朝来市山東町柴(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
西谷 I (126030034)	朝来市山東町栗鹿(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
西谷 II (126030035)	朝来市山東町栗鹿(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
比叡(1) II (126030036)	朝来市山東町栗鹿(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
比叡(2) II (126030037)	朝来市山東町栗鹿(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大田 I (126030038)	朝来市山東町一品(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
早田(2) I (126030040)	朝来市山東町早田(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上早田 I (126030041)	朝来市山東町早田(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
早田 II (126030042)	朝来市山東町早田(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
上早田 II (126030043)	朝来市山東町早田(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
宝珠峠 I (126030046)	朝来市山東町大月(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
諏訪 II (126030047)	朝来市山東町大月(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
楽音寺(急) I (126030048)	朝来市山東町楽音寺(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
小谷 I (126030049)	朝来市山東町小谷(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
天満 I (126030050)	朝来市山東町小谷(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

小谷Ⅱ (126030051)	朝来市山東町小谷(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
越田Ⅱ (126030052)	朝来市山東町柿坪(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
森Ⅱ (126030054)	朝来市山東町森(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
喜多垣Ⅰ (126030055)	朝来市山東町喜多垣(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
与布土Ⅰ (126030058)	朝来市山東町与布土(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
与布土(1)Ⅱ (126030059)	朝来市山東町与布土(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
与布土(2)Ⅱ (126030060)	朝来市山東町与布土(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
与布土(3)Ⅱ (126030061)	朝来市山東町与布土(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
農地川Ⅰ (226030003)	朝来市山東町塩田(別図46のとおり)	土石流	別図46のとおり
古茂池谷Ⅰ (226030010)	朝来市山東町新堂(別図47のとおり)	土石流	別図47のとおり
見尾谷Ⅱ (226030011)	朝来市山東町新堂(別図48のとおり)	土石流	別図48のとおり
大垣谷Ⅱ (226030014)	朝来市山東町大垣(別図49のとおり)	土石流	別図49のとおり
流し浦Ⅰ (226030017)	朝来市山東町柴(別図50のとおり)	土石流	別図50のとおり
上ゲ谷Ⅱ (226030019)	朝来市山東町柴(別図51のとおり)	土石流	別図51のとおり
奥谷Ⅱ (226030025)	朝来市山東町早田(別図52のとおり)	土石流	別図52のとおり
宮ノ谷Ⅱ (226030030)	朝来市山東町喜多垣(別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
柳谷Ⅱ (226030034)	朝来市山東町迫間(別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり

(別図1から別図54までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成29年11月8日(水)から同月22日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び山東支所
- 4 意見書に関する事項  
(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年11月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年1月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
尾崎(1) I (127040002)	淡路市尾崎（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
郡家(2) I (127040003)	淡路市郡家（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
郡家(4) I (127050005)	淡路市郡家（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
撫(2) I (127040006)	淡路市郡家（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
撫(1) I (127040007)	淡路市郡家（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
西ノ町 I (127040012)	淡路市江井（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
江井向谷(1) I (127040014)	淡路市江井（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
江井向谷(2) I (127040015)	淡路市江井（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
草香北 I (127040016)	淡路市草香北（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
高山(2) I (127040018)	淡路市高山（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
高山(1) I (127040019)	淡路市草香（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

山田(2)Ⅰ (127040021)	淡路市高山(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
郡家(1)Ⅱ (127040023)	淡路市尾崎(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
郡家(2)Ⅱ (127040024)	淡路市郡家(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
北山(1)Ⅱ (127040026)	淡路市北山(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
北山(2)Ⅱ (127040027)	淡路市北山(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
北山(3)Ⅱ (127040028)	淡路市北山(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
北山(4)Ⅱ (127040029)	淡路市北山(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
新村Ⅱ (127040032)	淡路市遠田(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
上河合(1)Ⅱ (127040040)	淡路市上河合(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
上河合(3)Ⅱ (127040042)	淡路市上河合(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上河合(4)Ⅱ (127040043)	淡路市上河合(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
竹谷(4)Ⅱ (127040053)	淡路市竹谷(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
多賀(1)Ⅱ (127040057)	淡路市多賀(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
江井(1)Ⅱ (127040059)	淡路市多賀(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
江井(2)Ⅱ (127040060)	淡路市多賀(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
江井(4)Ⅱ (127040062)	淡路市江井(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
東桃川(5)Ⅱ (127040067)	淡路市江井(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
柳沢(1)Ⅱ (127040069)	淡路市柳澤(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
柳沢(2)Ⅱ (127040070)	淡路市柳澤(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
柳沢(3)Ⅱ (127040071)	淡路市多賀(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

柳沢(7)Ⅱ (127040075)	淡路市柳澤（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
柳沢(8)Ⅱ (127040076)	淡路市柳澤（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
江井(5)Ⅱ (127040077)	淡路市江井（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
西桃川(2)Ⅱ (127040079)	淡路市江井（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
西桃川(4)Ⅱ (127040081)	淡路市江井（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
江井向谷(1)Ⅱ (127040082)	淡路市江井（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
江井向谷(2)Ⅱ (127040083)	淡路市江井（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
江井向谷(3)Ⅱ (127040084)	淡路市江井（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
江井向谷(4)Ⅱ (127040085)	淡路市江井（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
江井(6)Ⅱ (127040086)	淡路市江井（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
江井(7)Ⅱ (127040087)	淡路市江井（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
草香北(3)Ⅱ (127040090)	淡路市草香北（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
草香北(4)Ⅱ (127040091)	淡路市高山（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
草香北(7)Ⅱ (127040094)	淡路市草香北（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
高山(1)Ⅱ (127040095)	淡路市高山（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
神田Ⅱ (127040101)	淡路市高山（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
山田(3)Ⅱ (127040103)	淡路市高山（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
山田(5)Ⅱ (127040105)	淡路市高山（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
山田(9)Ⅱ (127040109)	淡路市山田（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
山田(11)Ⅱ (127040111)	淡路市山田（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり

入野(1)Ⅱ (127040112)	淡路市入野(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
入野(2)Ⅱ (127040113)	淡路市入野(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
入野(3)Ⅱ (127040114)	淡路市入野(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
入野(4)Ⅱ (127040115)	淡路市入野(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
入野(5)Ⅱ (127040116)	淡路市入野(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
入野(6)Ⅱ (127040117)	淡路市入野(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
明神Ⅱ (127040118)	淡路市草香北(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
草香(1)Ⅱ (127040119)	淡路市草香(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
南(4)Ⅱ (127040129)	淡路市深草(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
江井Ⅲ (127040133)	淡路市江井(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
江井中ノ町Ⅲ (127040134)	淡路市江井(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
東桃川Ⅲ (127040135)	淡路市江井(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
柳沢Ⅲ (127040136)	淡路市柳澤(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
江井向谷Ⅲ (127040137)	淡路市江井(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
高山Ⅲ (127040138)	淡路市高山(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
山田(1)Ⅲ (127040139)	淡路市高山(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
山田(2)Ⅲ (127040140)	淡路市山田(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
山田(3)Ⅲ (127040141)	淡路市山田(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
入野(1)Ⅲ (127040143)	淡路市入野(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
入野(2)Ⅲ (127040144)	淡路市入野(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり



- 代表者の氏名 白 井 俊 之
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年 6月13日
  - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,052平方メートル
  - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (1) 駐車場の収容台数  
120台
    - (2) 駐輪場の収容台数  
25台
    - (3) 荷さばき施設の面積  
76平方メートル
    - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
27.4立方メートル
  - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時
    - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
    - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
    - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前8時から午後9時まで
  - 8 届出年月日  
平成29年10月12日
  - 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
    - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
    - (2) 縦覧期間  
平成29年10月31日から4月間
  - 10 意見書の提出期限及び提出先
    - (1) 提出期限  
平成30年2月28日
    - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町山崎字千束1番13、17番、18番、19番1、21番、22番、29番、33番、34番、37番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神崎郡福崎町山崎20番地  
有限会社神崎自動車教習所 代表取締役 中 農 一 也
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年3月30日

兵庫県指令建指第 1 - 2 号 (28福崎)



**随意契約の相手方等の公示**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成29年10月31日

契約担当者  
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
S P r i n g - 8 兵庫県ビームライン B L 24 X U に係る高熱負荷用液体窒素循環冷却システム装置 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
平成29年10月 4 日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
株式会社鈴木商館岡山営業所  
岡山県笠岡市五番町 5 - 87
- 5 随意契約に係る契約金額  
63, 720, 000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成29年 8 月 22 日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 2 第 1 項第 8 号による。

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第107号**

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第161条第 1 項第 3 号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を取消しした旨の報告があったので、平成 7 年兵庫県選挙管理委員会告示第73号 (市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定) の一部を次のように改正する。

平成29年10月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

表宝塚市の項中

「

宝塚市	宝塚市立共同利用施設美幸会館	宝塚市美幸町 9 - 20
	宝塚市宮島住宅集会所	宝塚市安倉西 3 丁目 9
	宝塚市宮池ノ島住宅集会所	宝塚市泉町 3

」

を

「

宝塚市	宝塚市立共同利用施設美幸会館	宝塚市美幸町 9 - 20
-----	----------------	---------------

」

に、

「

宝塚市立共同利用施設山本野里会館	宝塚市山本野里 2—5—29
宝塚市営武庫川住宅集会所	宝塚市美座 1—2
宝塚市営安倉南住宅集会所	宝塚市安倉南 4—32
宝塚市営亀井住宅集会所	宝塚市亀井町12
宝塚市営安倉西住宅集会所	宝塚市安倉西 2—8
宝塚市立勤労市民センター	宝塚市末広町 3—78

を  
「

宝塚市立共同利用施設山本野里会館	宝塚市山本野里 2—5—29
------------------	----------------

に改める。